(第1号様式の1)

## 不当労働行為救済申立書

令和 年 月 日

福島県労働委員会会長

申立人氏名 ○○工業労働組合 執行委員長福島太郎

労働組合法第7条1,2,3号違反(※)について、労働委員会規則第32条の規定により次のとおり申し立てます。※該当する号を記載してください

- 1 当事者の表示
  - (1) 申立人 住所 福島市杉妻町 2-16

氏名 〇〇工業労働組合

執行委員長 福島 太郎

(2) 被申立人 住所 福島市杉妻町2-16

氏名 〇〇工業株式会社

取締役社長 杉妻 次郎

- 2 請求する救済の内容
  - (1) 被申立人会社は、申立人組合の組合員に脱退を勧奨し、管理職を通じて親和会に加入するよう勧めるなど、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
  - (2) 被申立人会社は、申立人組合の令和 年 月 日付け団交申し入れについて、誠実に団体交渉に応じなければならない。
  - (3) 被申立人会社は、令和 年 月 日付申立人組合執行委員長Fに対する解雇を 取り消し、原職に復帰させなければならない。
  - (4) 被申立人会社は、本命令受領の日から1週間以内に、縦1メートル、横2メートル程度の大きさの白紙に、別紙の内容を楷書で明瞭に記載の上、〇の見やすい場所に〇日間掲示しなければならない。※「別紙」を添付してください
- 3 不当労働行為を構成する具体的事実 ※時系列順に記載してください
  - (1) 申立人組合は、令和 年 月 日に、被申立人会社の従業員72名をもって結成された労働組合で、結成大会においてFを執行委員長に選出した。なお、現在の組合員数は9名である。
  - (2) 翌 月 日、申立人組合の三役は被申立人会社のA総務部長に対し、組合結成

を通告するとともに、賃上げの要求書を手渡した。A総務部長は、要求書は受け取ったが、「団体交渉は要求書を検討してから後日行う」として同日の団交には応じなかった。

- (3) 月 日の午後8時頃、被申立人会社のS社長は、申立人組合の○副執行委員 長を自宅に呼び出し、「どうして組合なんかを作ったのか。組合なんかを作って もいいことは何もない。直ちに解散しないと、今後お前たちを一切相手にしな い」などと述べた。
- (4) 月 日、被申立人会社は管理職を含む26名をもって、○○工業親和会を発 足させた。就業時間中に会合を開いたり、新会員を勧誘することが被申立人会社 に認められたため、結局、会員は約80名となった。
- (5) B営業部長は、 月 日の午後、同部の部員7名を本社第3会議室に集め、「今度組合ができたが、このままではライバル会社との競争に負けてしまう。潰れて皆が路頭に迷ってしまう。会社を守るために是非親和会に入って欲しい」と述べた。
- (6) 月 日、C庶務係長は、就業時間終了後、部下の組合員 Pに廊下で「君も早く組合をやめて親和会に入った方がいい。僕も助かるし、君には会社も期待している」などと声をかけた。
- (7) その後も、被申立人会社は申立人組合に対する誹謗中傷と、申立人組合からの脱退勧奨を続けたため、組合員は結成時の72名から9名に激減した。
- (8) 申立人組合は結成通告した 月 日、その後 日、 日と団交を申し入れたが、被申立人会社側はいずれも応じなかった。
- (9) 月 日、被申立人会社は初めて団体交渉に応じたが、「このような大幅な賃上げをしたら会社が潰れる。話し合う余地はない」と一方的に話し合いを打ち切った。翌 日にも、申立人組合は団交を申し入れたが、A総務部長は、「団交は時間の無駄だ。会社の姿勢が変わることは一切ない」として団交を拒否した。その後、度重なる申立人組合の団交申入れに対し、被申立人会社は一切応じていない。
- (10) 月 日の朝、F執行委員長はA総務部長に呼ばれ、勤務成績不良を理由に同日付で解雇を通告された。
- (11) 以上のように、被申立人会社が、執行委員長を勤務成績不良という口実で解雇 して申立人組合の弱体化を図ろうとしたことは労働組合法第7条第1号に、正当 な理由もなく団体交渉を拒否したことは同法第7条第2号に、組合結成直後に対 抗して親和会を結成・援助し、申立人組合への誹謗中傷及び申立人組合からの脱 退勧奨を行ったこと同法第7条第3号に、それぞれ該当する不当労働行為である。
- ※ 会社の行為が労働組合法7条のどの号に該当する不当労働行為なのか、該当する る号数の順に記載してください

※「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。

· 責任者 (連絡先)

• 担当者 (連絡先)